

神戸市高齢者介護士認定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸市内の高齢者施設・事業所で介護業務に従事し、一定レベルに達した職員を高齢者介護士として認定することにより、継続して働くことへの意欲の向上を図り、もって介護に対する社会的評価の向上、高齢者施設・事業所のサービスの質の向上及び介護業務に従事する人材の安定的確保を目的とする。

(認定基準)

第2条 神戸市長は、次の各号のすべてに該当する者の中から、神戸市高齢者介護士を認定する。

- (1) 神戸市内の介護保険法または老人福祉法に規定する施設及び事業所において、試験実施年の9月1日現在、介護業務に従事している職員。
- (2) 神戸市介護サービス協会が行う講習会、筆記試験等による選考手続きを経て、介護業務に従事して「神戸市の介護職員に求められるレベル」(別紙1)に達すると認められた者。

(推薦)

第3条 神戸市介護サービス協会は、前条の認定基準に達すると認められる者を神戸市長へ推薦する。

(認定者の決定及び認定証の交付)

第4条 市長は前条の推薦に基づき、別に定める所定の手続きにより認定者を決定し、当該認定者に様式1に定める認定証を交付して認定を行うものとする。

(認定の取り消し等)

第5条 市長は、神戸市高齢者介護士にふさわしくない行為があると認める場合には、前条に規定する認定を取り消し、又は称号の使用を制限することができる。

附 則

1. この要綱は、平成23年7月29日から施行する。
2. この要綱は、平成24年4月1日一部改正する。
3. この要綱は、平成26年4月1日一部改正する。
4. この要綱は、平成29年4月1日一部改正する。
5. この要綱は、令和7年4月1日一部改正する。

(別紙1)

神戸市の介護職員に求められるレベル

- ①担当する業務に関し、基準やマニュアルなどに従って正確に遂行でき、ある程度の応用にも対応できる（介護技術と知識）
- ②一般的な利用者に関するアセスメントができる（気づきや創造性）
- ③受容と共感の姿勢でもって利用者に対応できる（介護技術、人間性）
- ④職場における業務推進での原動力となる重要な存在となっている（積極性・協調性）
- ⑤先輩としての立場から、下位者の日常的業務について助言や支援ができる（指導性、協調性）
- ⑥社会人としてのマナー等を理解・実践し、下位者に的確に指導できる（接遇、社会性）
- ⑦レク計画や各種委員会等における企画案を作成し、提案ができる（創造力、企画力、指導力）
- ⑧介護保険制度や当該職種に関係する法律の概要について、問われたら答えられる（介護知識、社会性）
- ⑨新聞報道などに関心を持って利用者との対応や業務関係の話題づくりに努力している（自己研鑽、組織性）
- ⑩職業倫理及び権利擁護を正しく理解し、実行できる（倫理、権利擁護）